

【基本的考え方】

手すりは、高齢者、障害者等の誘導、転落防止、移乗動作の補助等について有効な設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置する。

■必要な整備

種別	- 手すり（廊下、階段、スロープなど）の取り付け高さは、1 段の場合は 75cm～85cm 程度、2 段の場合は 60cm～65cm 程度及び 75cm～85cm 程度とし、誘導を考慮して連続して設ける。 2 段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置する。 - 移乗等動作補助用手すり（便所、浴室など）は動作に応じて、水平・垂直型のものを設ける。	→【図 27.1】 →【図 27.2】参照
形状	外径 3～4cm 程度の円形又は楕円形とする。（下段にあっては 3cm）	→【図 27.1】参照
壁との関係	- 壁との空きは、4～5cm 程度とし、手すりの下側で支持する。 - 手すりが取り付く壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとする。	
端部	端部は下方又は壁面方向に曲げる。	→【図 27.3】参照
水平部分	- 階段の手すり端部の水平部分は、降り口と踊場は 45cm 以上、昇り口は 30cm 以上とする。 - 傾斜路の手すり端部の水平部分は、45cm 以上とする。	→【図 27.4】参照 →【図 27.5】参照
材質	- 手ざわり、耐久性、耐食性などを取付箇所に見合ったものとする。 - 階段、傾斜路等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。 - 壁等周囲と識別しやすい色とする。	
標示	- 廊下等の手すりの端や曲がり角及び階段の始終点などの要所には現在位置や行き先などを点字で表示する。 - 階段および傾斜路の手すりの点字表示は、現在位置及び上下階の情報等を、昇降以前の水平部分に表示する。	→【図 27.6】参照 →【図 27.7】参照
その他の注意事項	- 高齢者や障害者等が主に利用する施設においては、玄関や廊下等にも連続して手すりを設ける。また、屋内にも手すりを設ける。 - 視覚障害者の誘導が必要な施設では、手すりに加えて、音声案内装置の設置や施設の職員等による誘導を行う。	

資料2

凡例

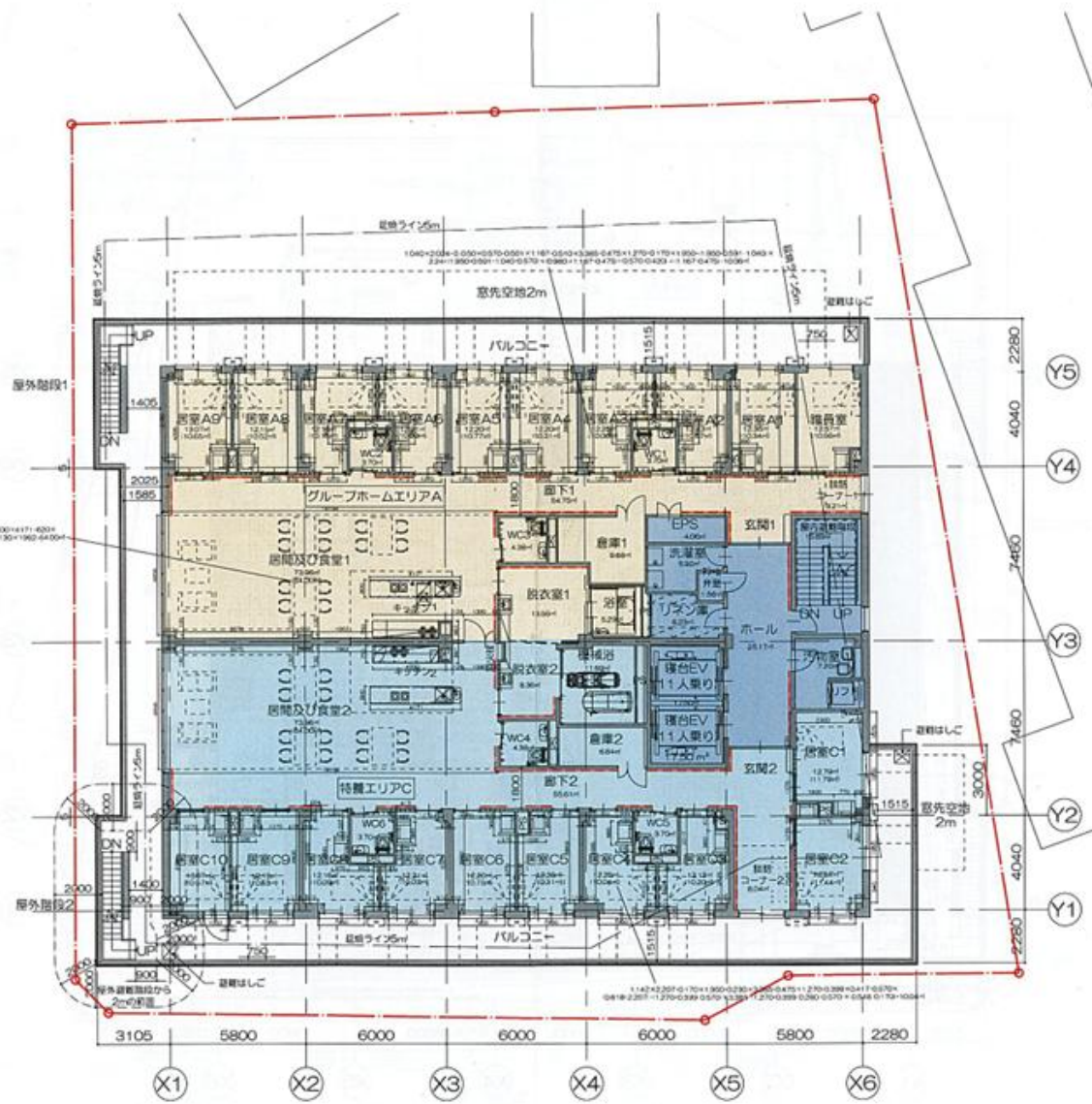
- 共用部分
- 特設
- 認知症グループホーム

補助手摺の位置を示す
(FL+800程度、φ34程度)

凡例

- 共用部分
- 特設
- 認知症グループホーム

補助手摺の位置を示す
(FL+800程度、φ34程度)



凡例
各室面積㎡
内法面積㎡

3階平面図
S=1:200

資料3 建設当初写真



資料4 工事やり直し後写真

